

平成27年8月1日から

乳幼児等医療費受給者証が北海道全域で使えるようになります。

いままでは、「乳幼児等医療費受給者証」は増毛町内及び留萌市・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村の各医療機関のみで使用できましたが、8月1日からは、道内の全ての医療機関で使用できるようになります。

受給者証が使えるところ

平成27年7月31日まで	平成27年8月1日から
増毛町・留萌市・留萌中南部	北海道内全域

医療機関窓口での自己負担が軽減されます。

旭川や深川、札幌、滝川などの病院にかかった場合も、受給者証の提示で、留萌管内の医療機関にかかった場合と同様に助成が受けられるようになります。

※医療機関窓口で受給者証の使用を断られた場合や、受給者証を忘れた場合は、役場での手続きをお願いします。

旭川・深川・札幌・滝川など留萌中南部以外の窓口負担

区分	7月31日まで	8月1日から
3歳未満児 非課税世帯の3歳以上児 乳初	2割 後日役場で助成手続き	初診時一部負担金* 以外自己負担無し
課税世帯の3歳以上児 乳課	2割 後日役場で助成手続き	1割**

※ 医科：580円 歯科：510円

役場での手続きが不要になります。

「子ども医療費助成事業(商工会商品券での助成)」の対象となる方は留萌管内・外を問わず領収書・印鑑を持参して役場保険年金係(③番窓口)までお越し下さい。

お問合せ 町民課保険年金係 福光・宮本 Tel.53-1113(直通)